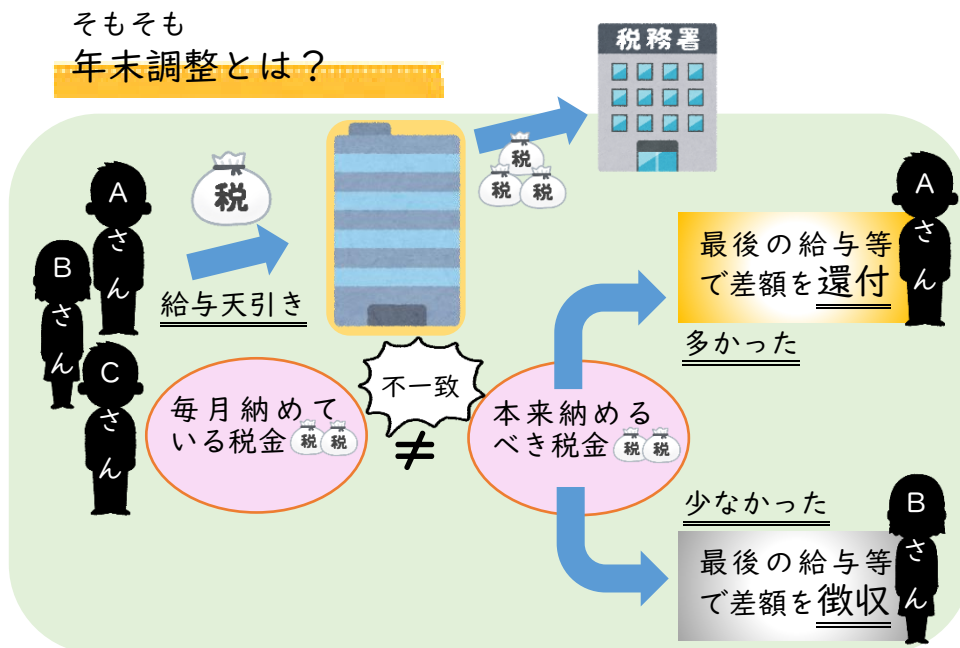




年末調整関係の書類の提出ありがとうございました。先生方のご協力のおかげで、円滑に年末調整事務を行うことができています。引き続きご協力よろしくお願い致します！

さて、今年も残すところあと10日ほどとなりました。来る2025年を好調にスタートできるように年末年始はゆっくり休まれてください。

そもそも 年末調整とは？



このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収または、還付し、精算します。
この精算までの手続きが「年末調整」です。

還付日：12月27日

年末調整今後について

11月18日(月)、19(火)に、無事「年末調整審査会」が終わりました。証明書類の準備等ご協力ありがとうございました。審査会は終わりましたが、年末調整の対象は「12月31日」までの支出入が対象になります。また、扶養親族(結婚や出生等)等に変化が生じた際にも、控除額が変わりますので、下記の例に該当の方はすぐにお知らせください。

- ☐ 扶養親族の出生、就職等により、扶養人数に変更がある方。
- ☐ 扶養親族(配偶者、子等)の収入を見込みで提出している方。
→12月31日までに受給する給与が確定した後の証明書が必要です！！
- ☐ 生命保険料等の年間支払額に変更がある方。
→年末までに保険を解約すると、年間の保険料が変わる場合があります。
- ☐ 引っ越し等で住所に変更がある方。
→通勤・住居手当等にも関わるので、早めにお知らせください。

校内最終締切【令和7年1月14日午前9時まで】です。

これが、最終報告となるため、この日以降に変更が生じた場合は、お手数ですが、確定申告をお願いいたします。

◎確定申告について◎



申告時期：令和7年2月17日（月）～3月17日（月）

開庁時間：月曜～金曜 8時30分～17時00分まで

※税務署によっては確定申告の時期のみ、時間を変更して対応する場合もありますので、最寄りの税務署にお尋ねください。

※スマートフォンの「マイナポータル」アプリで、e-Taxに連携するとそこから申告もできるそうです。

◎確定申告が必要な場合◎



❁ 1年の医療費が合計10万円を超えた（医療費控除）
⇒歯の矯正なども含まれます。



❁ 購入した対象市販薬が1万2千円を超えた（セルフメディケーション制度）

❁ ふるさと納税などの寄付をした（寄付金控除）
⇒5団体まではワンストップ特例制度が利用できます。



確定申告で
「源泉徴収票」
が必要です！

❁ 災害や盗難にあった（雑損控除）



❁ 住宅ローン控除の1年目
⇒住宅がある管轄の税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードと健康保険証について

今、何かと話題のマイナンバーカードの健康保険証としての利用（マイナ保険証）。それについてQ&A方式でご紹介したいと思います。

Q.何故今話題なの？



A.現行の健康保険証が2024年12月2日以降新たに発行されなくなりました。お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。ただし、後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となります。

Q.マイナ保険証ならではのメリットってあるの？



A.厚生労働省が挙げている点として、①過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる点②突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる点③救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される点等があります。



Q.それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいいの？

A.マイナ保険証を持っていなくても**資格確認書**によりこれまで通り医療にかかれます。マイナンバーカードの健康保険証利用登録していない方には、現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらず届けるそうです。自身での申請は不要とのこと。

最後にマイナンバーカードを健康保険証として使うための手続きをご紹介します。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

という手順です。詳しくは厚生労働省のホームページに記載されておりますので、気になった方はご一読されてみてはいかがでしょうか。

